

平成 29 年度 第 2 回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 平成 29 年 11 月 16 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 00
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、宮原 博通委員
仙 台 市 青葉区街並み形成課街並み係長、宮城野区街並み形成課街並み係長、
若林区街並み形成課街並み係長、太白区街並み形成課街並み係長、
泉区街並み形成課長
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課

1. 開会

- 宮原部会長 ・ 本日の議事は、「屋外広告物条例の特例許可の取り扱いについて」、「禁止地域を見直す公園の方針等について」、「高速道路・新幹線から展望できる地域の取り扱いについて」の 3 点となります。
- ・ 議事録署名人ですが、私と、並木委員でお願いします。

2. 議事 (1) 屋外広告物条例の特例許可の取り扱いについて

事務局 (説明)

- 杼窪委員 ・ 今までの特例許可申請で宮城野通のフラッグが許可になっていると思うのですが、町内会から申請があったのですか、それとも仙台市の他の部署から申請があったのですか。

- 都市景観課長 ・ あのフラッグはそもそも禁止にはなっておりません。名称は定かではありませんが、地元の商店街振興組合のような団体が、にぎわいの創出ということで掲出されています。

- 杼窪委員 ・ 屋外広告物の届出が免除になるのですね。

- 景観係長 ・ 手続はしていただいております、手数料が減免です。

- 杼窪委員 ・ 手続きの免除ではなく手数料が減免ですか。
・ 民間からの同じような届出はほかにもありますか。

- 景観係長
- ・商店街が掲示するフラッグなどがありますが、そもそも道路内のフラッグであれば広告物条例の手続き前に、道路占用許可が取れるかどうかは先にあります。道路占用許可では企業広告などの商業部分の割合に関する取り決めもあります。
 - ・特例許可としての事例になりますと、景観総合審議会の中で議論させていただいた貝ヶ森の店舗がございます。そこは第一種低層住居専用地域で禁止地域であり、地域に必要な施設、店舗となりますが7㎡以内の掲出におさめることができないということで特例許可で認めた事例でございます。また、街中の広告つきバス停上屋、あの広告部分は以前の規則の基準では合わないところがあり、特例許可を行い、社会実験を経て、規則などを改正し、今は特例許可なしで掲出できるようになったという事例でございます。
 - ・住宅地の中の店舗であれば地域の公益性などに合致するもの、バス停上屋であれば地域の魅力向上に合致するものだと考えております。
- 舟引委員
- ・特例許可については、屋外広告物条例 10 条と 12 条でそれぞれ審議会の意見を聴いて許可することとが明記されていて、かつ、許可基準も 10 条に関連するところは規則で決まっています。
 - ・今後の案件について我々にお諮りいただいている内容というのは、それらに合致しない場合に、審議会ですんなり判断をすることとすることを定めてほしい、審議してほしいと、そういう趣旨でしょうか。
- 都市景観課長
- ・この4項目に合致するものであれば特例許可として受け付けていきたいという考えです。
- 舟引委員
- ・仮にこのとおりになったとした場合に、それは公表されるのでしょうか。
- 都市景観課長
- ・審議会では基本的に公開で審議をしておりますし、審議会の記録も一般に公開されることとなります。
- 舟引委員
- ・基準というのは、ある程度事前明示をしておくことが原則で、議事録を探して読んでくださいというのは不親切ではないですか。
- 宮原部会長
- ・仙台市の例えば魅力づくり、街づくり、景観行政、私たちの住んでいる街の魅力をこのようにアップするためにはこういうルールを全員が共有しているという事がひいては仙台市の魅力向上につながるのです。住ん

でいる人たちがふるさとというものを大切にする上でルールを共有していきましょうという、そういう投げかけも大事だと思います。

- ・事あるごとに仙台はこういうことを大切にしているということをどんどん自慢していくことも大切だと思います。仙台の街の魅力とか、それがすっと出てくるといいわけですよ。

都市景観課長 ・ 特例許可を行う上での具体的な基準を決めたほうがよいのではないか、ということでしょうか。

- 舟引委員
- ・ そういうことではなくて、我々が何を議論すればいいかの枠組みがわかっていないので、議論の前に、ここで決めたことは一体どこに位置づけられるのかということです。
 - ・ 条例となると議会の議決が必要ですし、どのような形でオーソライズして位置づけるものなのですか。

都市景観課長 ・ やり方はいくつかあると思いますが、何か形として残すということであれば、例えば特例許可の運用指針とか、そういった枠組みをつくり、そこに落とし込むようなことは考えられると思います。

- 舟引委員
- ・ 時間がたてば委員も代わるわけですから、どのように取り扱いの継続性を維持するかということだと思います。
 - ・ 特例許可の判断の基本的な考え方の視点として4項目ありますが、後段の「かつ良好な景観の形成に影響ない」というのは何に照らして判断をするのでしょうか。

景観係長 ・ 景観総合審議会の中で、良好な景観とは何かというのは話題に出ますが、それぞれの場所によって求められる景観というのは違うということがあります。その部分をぼやかしてしまったのは申しわけなかったと思いますが、その土地の特性に合った部分、その辺りは、市の事前調整の中でつめていこうと考えています。

- 舟引委員
- ・ それ以前に手続き論として、景観条例とか屋外広告物条例がある中で、上下関係とか優先関係を決めておかないと、屋外広告物条例では問題ないが、景観計画の中で不調和だということがあり得るわけですが。
 - ・ 仮に、基準に合わなくても、著しくガイドラインの趣旨に反していなければよしとするとか、どんな書き方でも例外は出てくると思うのですが、

法制上の上下関係とか構造が疑問です。

- 都市景観課長
- ・ 4項目を出ささせていただきましたが、定禅寺通や青葉通のようなシンボルロードであったとしても、何か取り組みをやってみたいとか、そういうことが出てくれば、景観計画や景観地区の基準に照らし合わせ、これぐらいの範囲であれば認めていいのではないか、ということを前提に審議会にお諮りすると思っています。
 - ・ 運用指針などの中に明記するような形で整理していきたいと思います。
- 宮原部会長
- ・ この4項目をみたときに、条例の基準を越えてもいいのではないかとこの判断があるときに部会にかける。
 - ・ 公益性・社会貢献などのこの4項目が何なのか、もう少し細かくあればということと、事例を積み重ねていくことだろうと思います。
 - ・ その都度妥当性など、判断していくのがこの部会の役割と思っていますが、景観総合審議会においても、部会で1つの考え方を整理してまとめたときに、屋外広告物部会で議論したということは当然尊重されていくと思います。
 - ・ 曖昧さの中で妥当性を見出すということになると思います。
- 都市景観課長
- ・ 確かに特例許可をした事例が非常に少なく、その蓄積がないという部分もあるので、細かく列挙してもいいかもしれませんが、それが足かせになることもあります。幅広に捉えておきながら判断していく、それが特例許可なのではないかと考えおり、迷っているところでもあります。
- 舟引委員
- ・ 今回条例改正までして特例許可をつくらうということは、基本的にはそういうものを作ってほしいということですか。
- 都市景観課長
- ・ 特例許可は以前にも条例の中にありました。それは「公益上特に必要なもの」という公益のほうに主体が置かれ、公益性がないものは一切認めておりませんでした。条例改正を行い「特に必要なもの」となりました。
 - ・ 景観総合審議会からの広告物に関する提言の中でも幅広く扱うようにというご意見をいただきました。
- 宮原部会長
- ・ それで特に必要と認めるものとしたということですね。

都市景観課長 ・ 何のために特に必要かということが抜けてしまっているので、資料に書いている①から④を特に必要な場合と解釈したいという趣旨です。

舟引委員 ・ にぎわいですとかエリアマネジメントのようなものはどんどん認めていくいくという方向性で、1件ごとに審議会の意見を聴くことは必要ですが、門前払いするようなことはしない、こういうスタンスですよ。

都市景観課長 ・ そうです。

舟引委員 ・ 広告物を掲出する者にとって新しいチャレンジができるようになるので、事前にこの4項目は明示したほうがいいと思います。明示をした上で、「かつ良好な景観の形成に影響ない」というのは、今度は我々のほうにある程度その判断を求められるようなことになるのです。

都市景観課長 ・ 我々も当然判断しますが、委員の皆様からもご意見をいただきたいと考えております。

舟引委員 ・ その判断と言ったときに、必ずしもそこには基準が明記されていないし、何に照らしてどれとどれが優先するかという話は必ずしも定まっていない。

都市景観課長 ・ そうです。

舟引委員 ・ 市民の方に判断基準はどこまで公開されるのか、そして我々の審議会にどれだけ判断が委ねられているのかということを整理したほうがいいですよ。

・ それを考慮しておかないと、審議会にかけることは機動性に欠けますから、多少時間がかかるのはいいと思うのか、その辺のことも考えながらつくる必要があるのではという仕組みのつくり方の話です。

・ 中身についてはよろしいのではないのでしょうか。この4項目について特に異存があるわけではありません。ほかに何か落ちがないかなど考えましたが、これに包含されると思います。

都市景観課長 ・ 米印でも書かせていただきましたが、我々が今考えられるのはこの4項目ですが、世の中が変わっていく中で、新しい視点などが出てきたときにはその都度また部会にお諮りしていきたいと思っております。

並木委員 ・この4項目を見ると、やはりイベントなどはすごくイメージしやすいのですが、例えば民間企業がコンベンション付きホテルをつくりますといった場合、地域性も公益性もありそうですが、この中で、プロモーション的に広告したいという話があった場合に、さきほどの生協もそうですが、どうやったら通るのかと思います。そういう具体例に照らし合わせると民間のプロモーションは当てはまらないというような感じがします。

都市景観課長 ・③の「イメージアップ・活性化」に該当すると思いますが。

並木委員 ・イメージアップと言ったら、例えば伊達政宗と七夕などを入れて、ホテルの名前を入れておけばイメージを崩さないし、いいのではないかという、本当の意味でのクリエイティブの議論ではなく、通すための戦略とか戦略的なものになってしまいそうなどころがあり、心配というか不安があります。

都市景観課長 ・今おっしゃられているのは、ほとんどが許可基準の中におさまるものではないかと思います。当然ホテルが建つようなところは禁止地域にもならないので、許可の基準としても例えば壁面の3分の1まで掲出できます。大きいホテルの壁面の3分の1といいますと、かなりの大きさまで掲出できるということになりますので、通常の許可基準を超えて、全面ビル広告にしたいというお話となりますが、どちらかといえば余り出てこないケースになるかと思います。

杼窪委員 ・どちらかというといわゆるビジネスで広告に携わっているからこそ思うだけであって、規模的にはビジネスライクの事業としては小ぶりにと言ったらおかしいですが…。

並木委員 ・新たな取り組みというときに残念です。そうなると特例許可の対象となるものはどうしても地域の誘導のための告知などになるわけですが、どういうエリアをイメージされているのかもいま一つな感じがします。

景観係長 ・エリアですか。

並木委員 ・そうです。どこにこういうことが今後起こり得るのか。対象となってくるような地域。

- 景観係長
- ・エリアでいうとやはり公益性とか社会貢献の部分ですと市内全域いろいろなところがあり得ると思いますが、地域の街づくりとかイメージアップ、期間限定となると中心部や拠点地域になってくると思います。
 - ・特に中心部となると通常の3種類の許可の基準に加えて上乘せの基準がありますので、地域のために少し許可の基準を超えたり、あるいは少し大きいものがあつたほうがいいのではないかと。それが当然街並みとして一体性があるようなものかとか、地域にとっていいものかという、そういうものを判断していくことになると思いますが、中心部やあるいは泉中央、長町のような拠点のようなところのほうが多くなるかと思っています。
 - ・公益性などについては、先ほどの貝ヶ森のような郊外団地も含んで広いところになってくるのだと思います。
 - ・事例が出てきた際には広く話は聞かなくてはいけないと思いますが、その中でどうしても当てはまらないものも出てくると思いますので、そういう事例の積み重ねが必要かと思っております。
- 馬場委員
- ・ご提案は概ねよろしいなと思っていたのですが、やはり心配な点としては場所です。どこかの場所に特例許可1号の事例が出たとして、多分そういうことに業界の方が割とアンテナを張って、あそこにああいうものができたんだよという話は次のお客さんにも広がっていくのかなとイメージをしています。
- 杼窪委員
- ・そういう事例を見るとそういう方はいらっしゃいますよね。
- 馬場委員
- ・あつという間に広がりますよね
- 杼窪委員
- ・ええ。
- 馬場委員
- ・ということは、手探りで仙台市が始めたといつても、アンテナを張っている人は割と飛びついてくるのかなというイメージがあつて、次の段階で例えばこの大きな野球選手の看板が何個も街中に出るのかというところ、その辺は想定していないということですか。
- 都市景観課長
- ・2つありますが、1つは許可基準に適合しない場合です。例えば大きさが100㎡までの基準に対して、にぎわいを得るために200㎡までにして「優勝おめでとう」というものを出したいと言われたときに、認めてい

いのかという話です。もう1つは広告物は7㎡までしか出せない基準、自分の名前しか出してはだめですよという禁止地域ですが、その場所に必要な施設などができてきたときに、その施設に対する案内誘導というものは認めてあげていいのではないかと、少し大きくてもいいのではないかとというのが禁止地域の特例許可という話です。

- ・都市公園とか自然公園も、今のところ禁止地域です。ただ、今回条例改正して市長が指定する区域を除くとなりましたので、今だと公園をうまく活用していく、例えばカフェをつくるとか、市民にとって利便性のある施設をつくるのが法などの改正によってでき始めてきている。それに対して「いや、広告物は7㎡までしか出せませんよ」と言うのではなく、お互いにいいものとして出されるのであれば、一定程度認めてあげてもいいのではないかとという方向に少しずつ変わってきています。

馬場委員 ・ということは、これが始まってからも突然増えるイメージはなくて、一つ一つ慎重にやっていくというイメージですか。

景観係長 ・そうですね。

都市景観課長 ・近々相談が来る可能性があるとしたら、泉中央のエリアマネジメント広告の件があります。前回もお話しさせていただきましたが、広場空間の柱というのは高架構造物の支柱になっているので原則広告物を出せない禁止物件です。あの広場の周りについて、一定程度ルールづくりをした上で認めてもいいのかなと考えております。

馬場委員 ・機動性という話がありましたが、この4番の流れというのは大体時間的にはどのぐらいの期間を想定されているのでしょうか。意見聴取というのは会議だけではないということですか。

景観係長 ・この部会を開くというのが意見聴取になりまして、事前に日程調整しながらなので、実際に相談があつてから部会開催までは数カ月はかかると思います。
・案件があれば3カ月に1回ぐらいのペースでやりたいと思います。

杼窪委員 ・先ほどの馬場委員のご心配ですが、屋外広告業は登録制ですので、仙台市に登録している広告業者に、先ほど舟引委員がおっしゃったように周知すれば、理解できると思います。

- 舟引委員 ・申請が上がれば事務局側はこの4項目に合致するという判断を、そこは基準としてあるわけですが、合致したら良好な景観の形成に支障があるとかないとかという判断は市の事務局側は全くしないで、そのままこの審議会案件にするという理解でいいですか。
- 都市景観課長 ・そういうつもりはありません。
- 舟引委員 ・でも、それはかなり強い判断を基準なしに事務局側が持ってしまうことにならないですか。このフローですと多分自動的に上がってきて、4条件に合えば部会で審議となる。その場合の事前調整する判断基準はないですよ。
- 都市景観課長 ・ケース・バイ・ケースになるかと考えます。
- 舟引委員 ・ケース・バイ・ケースですと、申請者にとってみれば合理的ではないですよ。行政側の担当者の好みで良い、悪いの判断をされてしまう可能性があるかもしれません。
- 景観係長 ・人がかわっても解釈が変わらないようにするというのは当然必要ですし、次の資料2にあるように、公園の中では必要性を判断するところ、また、景観の部分で配慮が必要かという、その辺を調整の中でどこまでやっていくのかということだと思います。
- 舟引委員 ・調整するためには何らかの法的根拠がないとできないはずですよ。屋外広告物法でできるのは景観とか風致の意匠の部分と宣伝の部分だけです。内容というのは書いてある中身の話にも触れますよ。
- ・屋外広告物法でいうと禁止物件というのは景観だけでなく安全性という視点でも根拠になっているのですが、そこはなくてもいいのでしょうか。
 - ・安全性を当然十分に確保されるということもあわせることは、禁止物件を緩めるときの前提条件だと思います。
- 都市景観課長 ・一通り委員の方々からご意見いただきましたので、次回までに整理させていただきます。
- 宮原部会長 ・市での事前調整というときに、ある領域で判断せざるを得ないわけです。

- ・そのときに判断は何によるのか、運用指針という話がありましたが、よりどころをはっきりして、それでも判断し切れないところはこのテーブルに上げて判断していく。
- ・そのよりどころに全部入っているとも限らないので、ここでまた議論し、事例を重ねていくということになると思います。

都市景観課長 ・やはり具体的な特例許可の物件があるとイメージしやすいと思うので、事例を準備し、整理してお出ししたいと思います。

宮原部会長 ・今後事例を重ねていく上でまた修正するということも出てくると思います。

3. 議事 (2-1) 禁止地域を見直す公園の方針等について (都市公園) 事務局 (説明)

宮原部会長 ・今後仕組みづくりの中で考えていかななくてはならないのが、「見直しの検討に当たっては」というところで、まず難しいのはデザイン、色彩の問題にしる、デザインコミッティー (デザイン専門の委員会) のようなものをつくり、対応せざるを得ないではないかと思うのですが、事務局はどのようにお考えでしょうか。

都市景観課長 ・全部の公園が一律の基準というわけにもいかなくて、それぞれの地域性があると思います。例えば街の中の公園としてどういう形にしたらいいのか、自然公園のような場所はどのような形にしたらいいのか、そういった意味で一律ではないと思いますが、これについては専門家の意見なども取り入れながら判断せざるを得ないのかなと思っていました。

景観係長 ・制度的に景観アドバイザーなどもあるので、そういうものが活用できる可能性はあると思います。
・これまでも公共施設などの計画のときに景観アドバイザーを活用してデザイン調整をした事例がございます。また、案内誘導サインに関しまして過去に景観総合審議会でも議論いただいた中で、仙台市のサインの基本方針がございます。

宮原部会長 ・デザインはなかなか難しいものがありますので、事前にサポートしつつ誘導するということが必要だろうと思います。

- ・それも事前にこういう仕組みを活用してくださいという周知をする。

都市景観課長

- ・今月の報道だと思いますが、榴岡公園では今後民間活用を図っていくに当たっての事業者の意見を募集していると聞いています。我々も具体的に事業者が決まり、どういうふうにしていきたい、どういうものを出したいという段階になった際には、アドバイザーを派遣して誘導する、そんな形になるのかなと思います。
- ・事業者とお話しし、審議会の中でご説明させていただいて、ご意見があれば事業者と調整し、納得できれば禁止地域を解除して設置するという形をとっていきたいと思います。

宮原部会長

- ・サポートする仕組みなどを周知していくということですか。

景観係長

- ・公園課からも情報を聞きながら、活用に合わせて民間事業者がどういうものを求めているかという話は情報を共有しながら進めていきたいと思っておりました。

都市景観課長

- ・こちらも具体的なものがあれば、もう少し膨らむのかなと思いますが、まだ具体的なものが出てきていないので、今回はこのような説明となりました。

馬場委員

- ・今年の5月にみどりの基本計画が変わって、このようなものが許可されるということですか。

景観係長

- ・公園を管理する側として認めるものと、屋外広告物条例として認めるものという、そういう許可が幾つかあります。
- ・都市公園条例の中での許可基準は変わっておりません。みどりの基本計画を進める中で公園マネジメント方針が5月に策定されました。
- ・その方針の中で民間施設の誘致なども含めいろいろな利活用、にぎわいの創出という部分も1つの方針に入っているというところでございまして、都市公園条例の中の広告物のルールが、5月に変わったというものではございません。

馬場委員

- ・確認したかったのは、ここの部会に求められている範疇は、民間施設誘致などではないですね。

- 景観係長 ・ そうです。公園で進めていくのに屋外広告物条例が今まで邪魔をしている場合があったのではないか。その中で我々のほうで条例を改正し、門戸を少し広げたところではありますが、逆にこの公園での規制を外したときに、今度はどんな広告物ができてもいいのかという次の議論になります。そこで、どういう部分に配慮が必要なのかを事前に整理する必要があるのではないかと考えています。
- ・ これまでの審議会の議論を踏まえ、その部分をしっかりしておかないと結局公園の禁止地域を外したら、看板が乱立したのでは意味がないのではないかということで、部会の中でご意見をお聴きしたいという趣旨です。
- 馬場委員 ・ わかりました。そうすると、4番のフローですが、屋外広告物部会とそれまでに調整をしながらやらなければいけない部分というものが混ざっているような印象があるのですが、混ざって考えていくという方針、ご提案ということですか。
- 景観係長 ・ 我々はほかの部署と調整をしながら進めていきますが、この部会がそこで連携することは特にはないです。
- 舟引委員 ・ これも頭の整理の問題ですが、都市公園を指定して、禁止地域から外すということですよ。先ほどの説明だと民間事業者が出てきて広告物を掲出したいと言ったときに、その前の特例許可をすることでも対応できるわけですよ。
- 景観係長 ・ そうです。
- 舟引委員 ・ 本質的に違いがありますか。
- 景観係長 ・ この都市公園というのは禁止地域の解除となりますが、本質は特例許可の考えの中に含まれていると考えております。
- 舟引委員 ・ 禁止地域を解除しなくてもできますよね。
- 景観係長 ・ 当然、禁止地域の解除と特例許可の2つの手法があると思います。
- 舟引委員 ・ 禁止地域を解除するといったとき、都市公園ですから民間事業者が入る

といっても、全域でやる場合もあるのかもしれませんが、一部であれば都市公園全部を外す必要はないですよ。

- ・ 1つの公園の中でも榴岡公園のような大きい公園は、一部で民間事業者がやろうとしたときに公園全体を外さなければいけないのだろうか。
- ・ 外すとしたときに、公園管理者としての仙台市のほうの判断に委ねるということもあり得るわけです。
- ・ その整理の仕方だと思います。最初から禁止地域である公園を許可地域にしてしまった後で民間事業者に参入を求めるとか、そういうことであれば公園全体を外すという形もあります。どういうときにどうやるのかということです。

- 景観係長
- ・ いろいろなパターンが出てくると思います。榴岡公園の話で言えば、公園が広いので、民間が部分的に管理する場合、例えばある施設とその周辺のみというようなことであれば、特例許可のほうで馴染む可能性もあると思います。
 - ・ 榴岡公園を全部外すと今度は歴史民俗資料館とかまで全部解除されることになってしまうので、それでいいのかという議論の整理があると思います。例えば荒井東1号公園については、民間が全部管理していくのであれば、全部外すのが馴染むとか、公園によって何が馴染むかというのは変わってくると思います。

- 都市景観課長
- ・ これも具体的な事例が出てきていないので、その辺りの整理もこれから必要になると思いますが、なるべく足かせにしたくないという思いで、あとどの手法で認めるのか、それは出てきた事例を見て判断して、またご意見をいただきたいと思います。

- 埴窪委員
- ・ 先ほど宮原部会長から話がありましたデザインの問題ですが、ほかの都市も参考に研究したり、デザイン関係の有識者と市当局とで話し合っていく、そうせざるを得ないのではないかと思います。

- 宮原部会長
- ・ 市全体の都市のデザインについて一貫して筋を通した中で見ていくというの必要です。
 - ・ 物件ごと、その1個1個はいいかもしれないが、全体を見たときにちぐはぐになる、そういうことも起こり得ます。
 - ・ まだ案件がないですが、この四角の中についての判断は、もう少し解きほぐすことが必要なのかと思います。

・事務局でさらに詰めていただくということをお願いします。

4. 議事 (2-2) 禁止地域を見直す公園の方針等について (自然公園 (作並温泉))
事務局 (説明)

都市景観課長 ・こちらの案件は地元の温泉組合と話をスタートさせたばかりです。温泉組合側も検討する時間が必要ですので、もう少し進展してルールづくりができそうになったときにまたご意見をいただきたいと思うので、今回はご報告ということにさせていただきたいと思います。

宮原部会長 ・これについてはよろしいかと思えます。

5. 議事 (3) 高速道路・新幹線から展望できる地域 (禁止地域) の取り扱いについて
事務局 (説明)

宮原部会長 ・宮城県の取り扱いと整合を図るもので、新幹線などからの良好な景観を誘導していくためのこれまでの取り組みに影響はないと思います。

杼窪委員 ・審議会のときからこれは問題にはならなかったですよ。

宮原部会長 ・これについてはこのような内容でよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

6. 閉会